

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
那須町	那須村⑤（時庭、落合、田中、前久保、秋山沢、狸久保、東狸久保、柏、高久、上川、小羽入、立岩、新小羽入、下川、よささ）	令和3年3月29日	年 月 日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	401.40 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	326.51 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	119.30 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	37.57 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	22.88 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	43.00 ha
(備考)	

注1：③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から

「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策

等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

- ・地区内の水路、農道など、今後改修（基盤整備等）をしなければならない箇所がある。
- ・高齢化が進んでいるが、後継者が未定の農家が多い

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地域が協力して、後継者のいる認定農業者や規模拡大意向のある中心経営体への農地集積・集約を図る。

注1： 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

圃場整備などにより区画を大きくして担い手への集積を進めていく。
地域の認定農業者等が中心となり経営体組織(作業受委託組織等)等を形成することにより、担い手の高齢化や後継者不足等の問題に対応していく。
認定農業者や後継者のいる担い手に集落の中心経営体になってもらうため、地域の農家が協力し知識や技術の継承などのバックアップを行いながら、農地の集積・集約化を図る。
専業農家を増やす方策だけではなく、兼業農家のモデル的な経営方法を示すことで、兼業型の農業後継者の育成を図る。
オペレーター型集落営農を行う。

（参考）農地の貸付等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（m ² ）		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計				

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないように留意してください。